明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕

○人事院規則一―三九（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一―三九―五）　一

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**一六四）　一
○健康保険組合の合併を認可した件（**厚生労働**二五九）　二
○健康保険組合の名称を変更した件（**同**二六〇）　二
○健康保険組合の事務所の所在地を変更した件（**同**二六一）　二
○保安林の指定をする件（**農林水産**一三四五～一三五三）　三
○保安林の指定を解除する件（**同**一三五四～一三五七）　三
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**九三七）　四
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（**同**九三八）　五
○設楽ダムの建設に関する基本計画の一部を変更した件（**同**九三九）　六
○道路に関する件（**関東地方整備局**二五一～二五三）　六
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一一二、一一三）　七
○道路に関する件（**中国地方整備局**八二）　七

〔人事異動〕

内閣　最高裁判所　七

〔官庁報告〕

官庁事項　七

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　八
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　八
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　八
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　八
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　八

〔公　告〕

諸事項　八

官庁
建設業の許可の取消処分関係　八

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　八

会社その他　三〇

規則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一―三九（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和四年八月三十一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則一―三九―五

人事院規則一―三九（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―三九（構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　この規則は、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。）における人事院規則の特例に関する措置に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第一条**　この規則は、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。）における同法第三十四条に規定する規制の特例措置のうち人事院規則の特例に関する措置に関し必要な事項を定めるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。